

旭川市次世代総合窓口グランドデザイン作成支援業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和5年4月11日

旭川市長 今津 寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通9丁目総合庁舎1階

旭川市市民生活部市民課

電話 0166-25-6204

FAX 0166-24-6967

e-mail simin_sogomadoguchi@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 旭川市次世代総合窓口グランドデザイン作成支援業務
- (2) 業務内容 業務計画書の作成，旭川市次世代総合窓口の全体概要案（グランドデザイン）の作成，プロジェクト管理，令和6年度導入システム，ツール，デバイス等の調達要件及び費用の算出
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定を、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

ただし、(1)の資格を有しない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため、次の書類を徴収する。

ア 法人にあっては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）（3か月以内のもの）

イ 個人にあっては身分証明書（3か月以内のもの）

ウ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近1事業年度分）

エ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税並びに消費税及び地方消費税（国税））（3か月以内のもの）

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市次世代総合窓口ランドデザインに係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和5年4月11日から令和5年5月2日まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市市民生活部市民課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d077267.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和5年5月2日（火）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールによること（電子メールによる場合には、事前に電話連絡すること。）。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和5年5月19日（金）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記入があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、記入上の留意事項等の条件等に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

旭川市次世代総合窓口グランドデザイン作成支援業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。